

○甲賀市社会教育委員会議規則

平成16年12月27日

教育委員会規則第53号

改正 平成21年2月19日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、議事に関し必要と認めた場合は、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第4条 必要に応じ、常時又は臨時に会議に小委員会を置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、甲賀市教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年教委規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。